

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

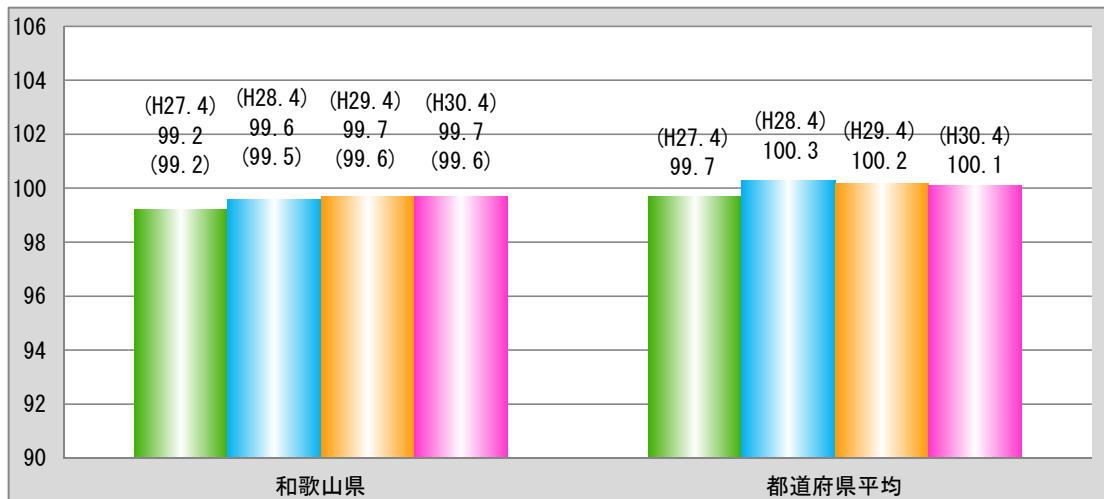
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	964,598	527,013,741	3,450,513	140,081,773	26.6	27.1

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	14,700	62,818,702	12,690,323	25,478,618	100,987,643	6,870

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(1)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

エ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
30年度	円 375,745	円 375,084	円 661	% 0.18	% 0.18	% 0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給(期末勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
30年度	月 4.44	月 4.40	月 0.04	月 0.05	月 4.45	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 給与制度の総合的見直しの実施状況

①給料表の見直し

平成27年4月1日から、一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げた。他の給料表についても、一般行政職との均衡を踏まえ見直しを実施。

経過措置として、平成30年3月31日までの3年間の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

平成27年4月1日から段階的に支給割合を引き上げることとしており、平成27年4月1日時点及び給与改定後平成27年4月に遡及した支給割合は、次のとおり。

		平成26年度 支給割合	平成27年度の 支給割合		平成28年度 支給割合	平成29年度 支給割合	平成30年度 支給割合
			4月1日 時点	遡及改 定後			
和歌山市	国	3%	4%	5%	6%	6%	6%
橋本市	和歌山県	3%	4%	4%	5%	5%	5%
その他の 県内市町村	国	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	和歌山県	0%	0%	0.4%	1.5%	1.5%	1.5%

③その他の見直し内容

平成27年4月1日から、管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施

(3) 一般行政職給料表の状況(平成31年4月1日現在)

(単位: 円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
最高号給の 給料月額	247,600	304,200	350,000	384,200	393,000	408,200	444,900	468,600	527,500

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.6 歳	330,037 円	411,466 円
技能労務職	56.2 歳	330,879 円	357,437 円
うち用務員	56.2 歳	330,879 円	357,437 円
うち運転業務員	— 歳	— 円	— 円
うち守衛	— 歳	— 円	— 円
高等（特別支援・専修・各種）学校教育職	44.2 歳	374,389 円	428,119 円
小・中学校（幼稚園）教育職	41.5 歳	347,944 円	393,125 円
警察職	37.4 歳	313,691 円	435,704 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

イ 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		和歌山県	国	
一般行政職	大学卒	187,200 円	総合	185,200 円
			一般	180,700 円
	高校卒	153,000 円		148,600 円
技能労務職	高校卒	150,700 円		— 円
高等学校教育職	大学卒	209,100 円		— 円
小・中学校教育職	大学卒	209,100 円		— 円
警察職	大学卒	206,900 円		209,700 円
	高校卒	174,400 円		171,200 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,085 円	366,418 円	383,071 円	394,905 円
	高校卒	226,521 円	316,105 円	352,256 円	365,909 円
技能労務職	高校卒	— 円	262,300 円	284,800 円	— 円
高等学校教育職	大学卒	316,926 円	395,488 円	421,608 円	430,843 円
小・中学校教育職	大学卒	314,362 円	394,860 円	415,323 円	424,759 円
警察職	大学卒	277,024 円	383,212 円	396,000 円	412,860 円
	高校卒	253,500 円	345,891 円	381,813 円	406,738 円

(5) 級別職員数等の状況

ア 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

①行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	460	10.1	主事	380	1,689	37.2	係員級
				技師	77			
				司書	1			
				職業指導員	1			
				文書専門員	1			
				計	460			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 主事又は技師の職務	351	7.7	主事	256	1,689	37.2	係員級
				技師	75			
				体育指導員	11			
				主任	7			
				職業指導員	1			
				航海士	1			
				計	351			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	1,051	23.1	副主査	774	1,155	25.4	係長級
				主任	103			
				検査専門員	1			
				係長	16			
				主査	157			
				計	1051			
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	982	21.6	主査	896	1,155	25.4	係長級
				係長	58			
				助教	3			
				船長、機関長	2			
				教務主任	1			
				人事主事、指導主事、社会教育主事	19			
				政策推進員	3			
				計	982			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	1,101	24.2	課長補佐	119	1,101	24.2	課長補佐級
				班長	141			
				振興局課長	65			
				県税事務所課長	8			
				子ども・女性・障害者相談センター課長	7			
				港湾事務所課長	2			
				こころの医療センター、その他福祉施設課長	3			
				土砂大宮啓発センター所長、その他所長	2			
				産業技術専門学院課長	2			
				精神保健福祉センター次長	1			
				就農支援センター次長	1			
				男女共同参画センター課長	1			
				動物愛護センター課長	1			
				公営競技事務所課長	1			
				工業技術センター課長	1			
				消費生活センター支所長	1			
				高等看護学院事務長代理	1			
				農業大学校部長、准教授	7			
				船長、機関長	4			
				専門技術員、調査員、検査員、専門員	28			
				政策審議員、改革推進員	5			
				会計専門員、駐在員	7			
				入札契約統括員	6			
				教育センター学びの丘課長、その他教育機関課長	11			
				人事主事、指導主事、社会教育主事	17			
				学校事務長、事務長補佐	15			
				図書館センター長	1			
				警察署課長	10			
				調査官	12			
				主任	621			
				計	1,101			

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。事項において同じ）の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	441	9.7	課長	59	510	11.2	課長級
				室長、分室長	21			
				振興局部長	12			
				消防学校長	1			
				旅券事務長	1			
				児童相談所長、仙溪学園長	2			
				産業技術専門学院長	1			
				世界遺産センター事務長	1			
				就農支援センター所長	1			
				土木機関事務所所長	3			
				副課長、副室長	105			
				振興局副部長	35			
				企画員	31			
				主幹	70			
				消防学校副校長	1			
				環境衛生研究センター次長	1			
				児童相談所次長、その他福祉機関次長	4			
産業技術専門学院副学院長	2							
公営競技事務所次長	1							
農林大学校副校長、教授、部長	3							
土木機関事務所次長	6							
総括監察査察員、総括検査員、総括調査員	18							
総括専門員	9							
教育支援事務所長	6							
学校事務長	29							
図書館、自然博物館、風土記の丘副館長	3							
教育センター学びの丘副所長	2							
紀南図書館長	1							
管理官、会計官	9							
監察官	1							
次席	1							
首席師範	1							
	計	441						
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	99	2.2	課長	29	62	1.4	次長級
				企画員	9			
				振興局部長	16			
				室長	3			
				農業大学校校長	1			
				産業技術専門学院長	1			
				港湾・ダム管理事務所所長	4			
				紀の川流域下水道事務所長	1			
				難病・子ども保健相談支援センター所長	1			
				理事官	2			
				監察官	2			
				参事	21			
				県税事務所長	4			
				こころの医療センター事務局長	1			
				子ども・女性・障害者相談センター所長	1			
				労働委員会事務局次長	1			
				博物館、美術館副館長	2			
	計	99						
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	32	0.7	局長	23	26	0.6	部長級
				参事	6			
				振興局長	1			
				東京事務所長	1			
	計	32						
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	26	0.6	部長	7	26	0.6	部長級
				振興局長	6			
				参事	5			
				事務局長	4			
				知事室長	1			
				危機管理監	1			
会計管理者	1							
	計	26						
合 計		4,543						

②研究職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	上級の研究員又は学芸員の指揮監督の下に補助的な試験研究を行う研究員又は学芸員補の職務	3	1.3	研究員	3	78	34.1	係員級
				計	3			
2級	1 主査研究員又は主査学芸員の職務 2 副主査研究員又は学芸員の職務 3 高度な知識経験に基づき試験研究を行う研究員の職務	90	39.3	研究員	25	65	28.4	係長級
				学芸員	11			
				副主査研究員	39			
				主査研究員	13			
				主査学芸員	2			
計	90							
3級	1 試験研究機関の部長の職務 2 主任研究員又は主任学芸員の職務 3 困難な業務を行う主査研究員又は主査学芸員の職務	108	47.2	主査研究員	43	58	25.3	課長補佐級
				主査学芸員	5			
				専門研究員	2			
				農業試験場部長、その他試験場部長	12			
				工業技術センター課長	1			
				主任研究員	31			
				主任学芸員	5			
				暖地園芸センター、その他研究所副所長	4			
				畜産試験場副場長	1			
				近代美術館課長、その他博物館等課長	4			
計	108							
4級	1 試験研究機関の長の職務 2 総括研究員の職務 3 困難な業務を行う試験研究機関の部長の職務	26	11.4	暖地園芸センター所長、研究所所長	4	26	11.4	課長級
				農業試験場長、その他試験場長	5			
				総括研究員	4			
				農業試験場副場長、試験場副場長	4			
				環境衛生研究センター、工業技術センター部長	8			
				企画員	1			
計	26							
5級	困難な業務を行う試験研究機関の長の職務	2	0.9	工業技術センター所長	1	2	0.9	部長級
				環境衛生研究センター所長	1			
				計	2			
合 計		229						

③医療職給料表 (1)

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師の職務	24	57.1	医師	24	24	57.1	係員級
				計	24			
2級	1 病院の医長又は保健所の課長の職務 2 主任の職務 3 困難な医療業務を行う医師の職務	3	7.1	医師	1	3	7.1	係長級
				主任	1			
				医長	1			
				計	3			
3級	1 病院の副院長若しくは部長又は保健所の長の職務 2 総括専門員の職務 3 和歌山県精神保健福祉センターの長の職務	12	28.6	副院長	1	12	28.6	課長級
				部長	2			
				企画員	6			
				総括専門員	2			
				精神保健福祉センター所長	1			
				計	12			
4級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 病院の長の職務 3 参事の職務	3	7.1	技監	1	3	7.1	次長級
				院長	1			
				参事	1			
				計	3			
合 計		42						

④医療職給料表（2）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 医療技師（診療放射線技師、栄養士、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士又は作業療法士（以下「診療放射線技師等」という。）をいう。）の職務	5	4.5	医療技師	3	49	44.1	係員級
	栄養士			2				
	計			5				
2級	1 技師の職務	18	16.2	技師	3	31	27.9	係長級
	2 医療技師（薬剤師又は獣医師をいう。）の職務			医療技師	14			
	3 困難な業務を行う医療技師（診療放射線技師等をいう。）又は福祉技師の職務			栄養士	1			
	4 高度の技術又は経験を必要とする医療技師（歯科衛生士等をいう。）の職務			計	18			
3級	副主査の職務	26	23.4	副主査	26			
4級	1 主査の職務	30	27.0	主査	29	31	27.9	係長級
	2 困難な業務を行う副主査の職務			副主査	1			
5級	1 保健所又は和歌山県動物愛護センターの課長の職務	29	26.1	主査	1	28	25.2	課長補佐級
	2 家畜保健衛生所の次長又は課長の職務			次長	2			
	3 薬局長又は技師長の職務			課長	12			
	4 主任の職務			家畜保健衛生所支所長	1			
	5 困難な業務を行う主査の職務			薬局長	1			
				主任	12			
				計	29			
6級	総括専門員の職務	0	0.0		0	3	2.7	課長級
7級	1 家畜保健衛生所の長の職務	3	2.7	所長	3			
	2 和歌山県動物愛護センターの長の職務			計	3			
合 計		111						

⑤医療職給料表（3）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0		0			
2級	1 保健師又は助産師の職務	38	16.7	保健師	18	137	60.4	係員級
	2 看護師の職務			看護師	12			
	3 福祉技師の職務			専任教員	4			
	4 専任教員の職務			副主査准看護師	4			
	5 副主査准看護師の職務			計	38			
3級	1 副主査、副主査助産師、副主査看護師又は副主査専任教員（以下「副主査等」という。）の職務	88	38.8	副主査	11	50	22.0	係長級
	2 困難な業務を行う副主査准看護師の職務			副主査看護師	65			
				副主査専任教員	11			
				副主査准看護師	1			
				計	88			
4級	1 看護師長の職務	61	26.9	副主査看護師	11	36	15.9	課長補佐級
	2 副看護師長の職務			主査	14			
	3 主査、主査助産師、主査看護師又は主査専任教員の職務			主査専任教員	9			
	4 困難な業務を行う副主査等の職務			主査看護師	11			
				副看護師長	16			
				計	61			
5級	1 病院の副部長の職務	36	15.9	副部長	1	36	15.9	課長補佐級
	2 困難な業務を行う看護師長の職務			看護師長	7			
	3 保健所の課長の職務			科長	2			
	4 主任、主任助産師、主任看護師又は主任専任教員の職務			課長	8			
				主任	13			
	看護学校副学校長 （総括）教務主任	1 4						
				計	36			
6級	1 病院の部長の職務	4	1.8	部長	1	4	1.8	課長級
	2 困難な業務を行う病院の副部長の職務			副部長	2			
	3 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターの長の職務			教務主幹	1			
				計	4			
合 計		227						

⑥高等学校等教育職員給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 高等学校の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務	417	14.5	講師	284	71	2.5	
	2 特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務			養護助教諭 6 寄宿舎指導員 40 実習助手 87 計 417				
2級	1 高等学校の教諭又は養護教諭の職務	2,352	81.6	教諭	2,248	2,769	96.0	係員級
	2 特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務			養護教諭 59 栄養教諭 5 寄宿舎指導員 20 実習助手 18 講師 2 計 2,352				
3級	1 高等学校の教頭の職務	71	2.5	教頭	71	71	2.5	補佐級
	2 特別支援学校の教頭の職務			計 71				
4級	1 高等学校の校長の職務	43	1.5	校長	43	43	1.5	課長級
	2 特別支援学校の校長の職務			計 43				
合計		2,883						

⑦中学校教育職員給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	3	5.4	講師	3	51	91.1	係員級
				計	3			
2級	1 中学校の教諭又は養護教諭の職務	48	85.7	教諭	43	5	8.9	補佐級
	2 困難な業務を行う中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務			養護教諭 5 計 48				
3級	中学校の教頭の職務	5	8.9	教頭	5	5	8.9	課長級
				計	5			
4級	中学校の校長の職務	0	0.0			0	0.0	課長級
				計	0			
合計		56						

⑧小学校、中学校等教育職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師（以下「助教諭等」という。）の職務	799	13.6	講師	748	5,210	88.4	係員級
				養護助教諭	51			
				計	799			
2級	1 小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 困難な業務を行う小学校又は中学校の助教諭等の職務	4,411	74.9	教諭	4,060	346	5.9	補課長級
				養護教諭	311			
				栄養教諭	38			
				講師	2			
				計	4,411			
3級	小学校又は中学校の教頭の職務	346	5.9	教頭	346	346	5.9	補課長級
				計	346			
4級	小学校又は中学校の校長の職務	336	5.7	校長	336	336	5.7	課長級
				計	336			
	合計	5,892						

⑨高等学校等教育職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校の助教諭又は講師の職務	2	13.3	講師	2	14	93.3	係員級
				計	2			
2級	1 高等学校の教諭の職務 2 困難な業務を行う高等学校の助教諭又は講師の職務	12	80.0	教諭	12			
				計	12			
3級	高等学校の教頭の職務	1	6.7	教頭	1	1	6.7	補課長級
				計	1			
4級	高等学校の校長の職務	0	0.0	校長	0	0	0.0	課長級
				計	0			
	合計	15						

⑩学校栄養職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	栄養士の職務	16	43.2	栄養士	16	26	70.3	係員級
				計	16			
2級	困難な業務を行う栄養士の職務	6	16.2	栄養士	6			
				計	6			
3級	副主査栄養士の職務	4	10.8	副主査栄養士	4			
				計	4			
4級	1 主査栄養士の職務 2 困難な業務を行う副主査栄養士の職務	7	18.9	主査栄養士	7	11	29.7	係長級
				計	7			
5級	困難な業務を行う主査栄養士の職務	4	10.8	主査栄養士	4			
				計	4			
	合計	37						

⑪警察官給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	258	11.7	係員	258	1,416	64.0	巡査 ・ 巡査長 ・ 巡査部長
				計	258			
2級	困難な業務を行う係員の職務	383	17.3	係員	383			
				計	383			
3級	1 主任の職務 2 特に困難な業務を行う係員の職務	496	22.4	係員 主任	223 273			
				計	496			
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務	608	27.5	主任 係長	279 329	512	23.1	警 部 補
				計	608			
5級	1 調査官の職務 2 課長補佐又は警察署の課長の職務 3 困難な業務を行う係長の職務	285	12.9	係長 教官 課長補佐 警察署課長 校長補佐 課長代理	180 3 46 38 1 17	200	9.0	警 部
				計	285			
6級	1 管理官の職務 2 次席、次長又は副隊長の職務 3 困難な業務を行う調査官の職務 4 困難な業務を行う課長補佐又は警察署の課長の職務	85	3.8	課長補佐 警察署課長 調査官 刑事官 次席、次長、副隊長	3 9 63 4 6			
				計	85			
7級	1 警察本部の課長、隊長又は監察官の職務 2 警察署（大規模な警察署を除く。）の署長の職務 3 警察署の副署長の職務 4 困難な業務を行う管理官の職務 5 困難な業務を行う次席、次長又は副隊長の職務	60	2.7	次席、次長、副隊長 管理官 刑事官 課長 副校長 副署長 監察官 隊長	13 24 1 1 1 9 8 3	85	3.8	警 視
				計	60			
8級	1 理事官の職務 2 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 3 困難な業務を行う警察署（大規模な警察署を除く。）の署長の職務	23	1.0	署長 理事官	7 16			
				計	23			
9級	1 警察本部の部長の職務 2 警察学校の長の職務 3 参事官又は首席監察官の職務 4 大規模な警察署の署長の職務	15	0.7	校長 署長 参事官	1 6 8			
				計	15			
合 計		2,213						

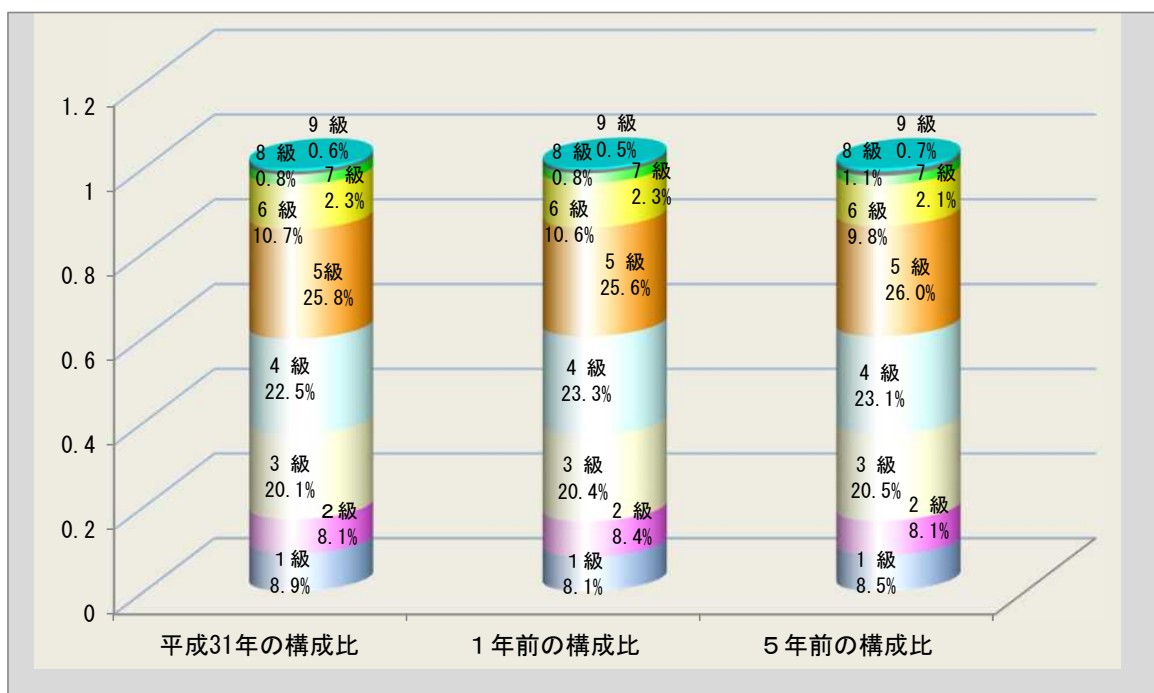
- (注) 1 職員の給与に関する条例、教育職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

⑫現業職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	事務助手、用務員、校務員又は作業員（以下「事務助手等」という。）の職務	0	0.0			36	100.0	係員級			
				計	0						
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	0	0.0								
				計	0						
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務 2 技師補の職務	12	33.3	用務員	2						
				校務員	4						
				技師補	6						
				計	12						
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	8	22.2	校務員	8						
				計	8						
5級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	16	44.4	用務員	2						
				校務員	14						
				計	16						
合 計		36									

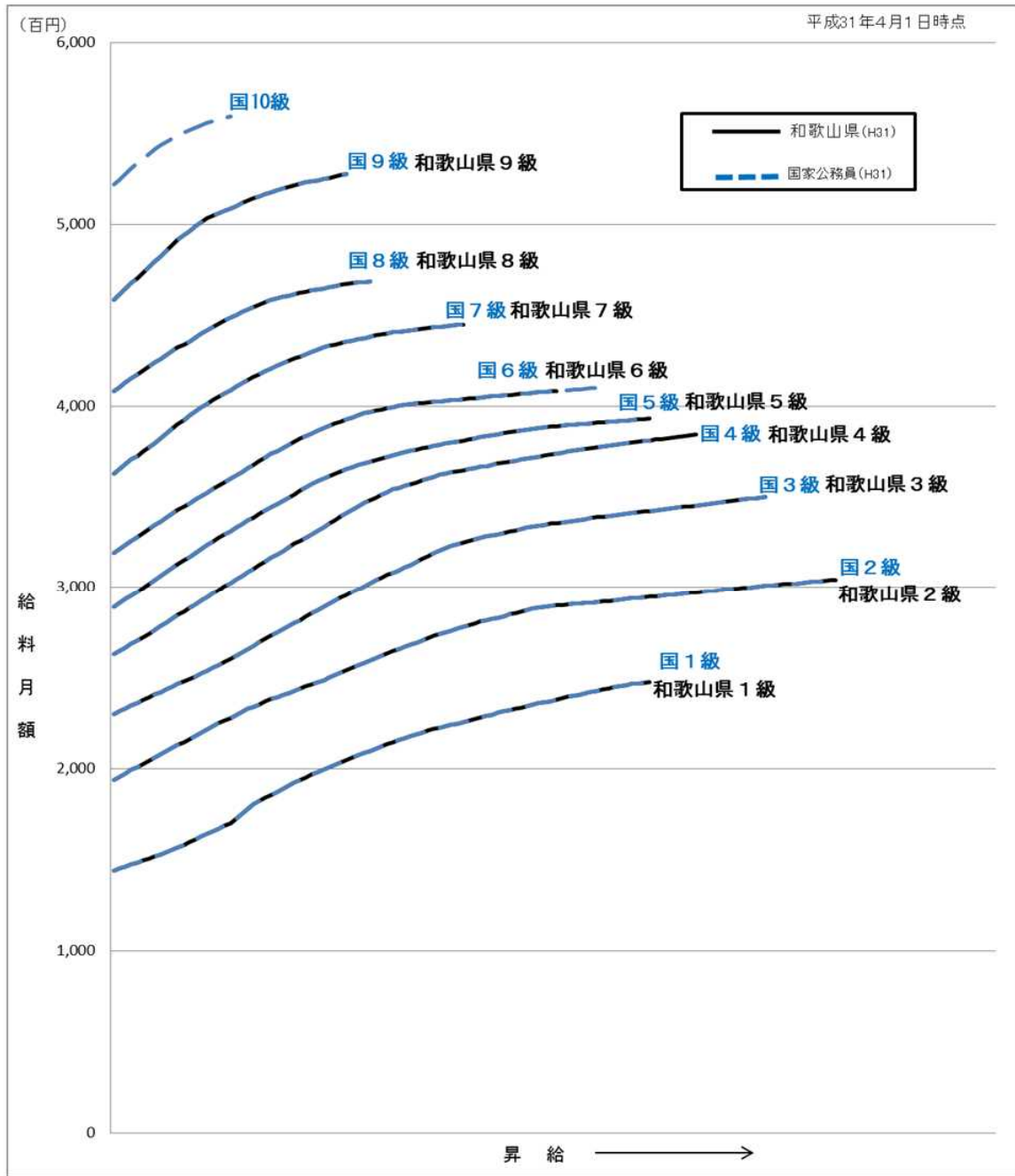
- (注) 1 現業職員の給与に関する規則に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 再任用職員も本表に含む。

【参考】一般行政職の級別職員構成比の状況



(注) 地方公務員給与実態調査における一般行政職に区分される職員(再任用職員は除く。)について記載している。

イ 国の給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日）



ウ 昇給への人事評価の活用状況等

1 人事評価の実施状況

平成18年4月から全職員を対象とした業績・行動に基づく勤務実績評価(平成19年度から人事評価)を実施している。

2 昇給への人事評価の活用状況

全職員について、業績と行動の両要素を総合的に点数による絶対評価を実施し、5段階(A~E)に格付しており、その評価結果(評語)に基づき、昇給区分(0~7号給)を決定している。

(知事部局の一般行政職給料表適用者)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	特定職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				

3 平成31年4月1日の昇給状況

ア 特定職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	3号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	40.0%	60.0%	—
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	32.0%	68.0%	—

イ 特定職員以外の職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	4号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	37.2%	62.7%	0.1%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	19.1%	80.9%	—

※ 特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいう。

※ 全ての期間を勤務していない者(病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等)、懲戒処分又は分限処分を受けた者で昇給区分が調整された者は除いている。

※ 人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合である。

(6) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和歌山県	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,676 千円	—
（平成30年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
2 和歌山県の特定幹部職員（部・次長級）の支給割合については、期末手当2.25月分、勤勉手当2.25月分である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

1 人事評価（業績評価）の実施状況

平成28年4月から、全職員を対象に評価期間（6月勤勉：12月1日～翌年5月31日、12月勤勉：6月1日～11月30日）の人事評価（業績評価）を実施している。

2 勤勉手当への人事評価の活用状況

平成28年12月勤勉手当分から、全職員を対象に人事評価（業績評価）結果に基づき、所属長等からの内申により成績率（上位、標準、下位）を決定している。

（知事部局の一般行政職給料表適用者）

平成30年度中における運用	特定職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				

3 平成30年12月支給の勤勉手当成績率

ア 特定幹部職員（次長級以上の職員）

	上位	標準	下位
成績率	142/100 ～127/100	112/100	98/100
人員分布率	20.6%	79.4%	—

イ 特定幹部職員以外の職員

	上位	標準	下位
成績率	122/100 ～107/100	92/100	78/100
人員分布率	34.1%	65.8%	0.1%

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

和歌山県				国			
退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分		最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ~ 45%)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ~ 45%)			
退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額 (0円~65,000円)の60月分				退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額 (0円~95,400円)の60月分			
(退職時特別昇給 なし)				(退職時特別昇給 なし)			
1人当たり平均支給額 1,934 千円 21,067 千円				1人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円			

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)			2,325,947 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)			154,569 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
岩手県盛岡市	0 %	1 人	0 %
東京都特別区	20 %	42 人	20 %
神奈川県横浜市	16 %	2 人	16 %
神奈川県川崎市	16 %	2 人	16 %
京都府京都市	10 %	4 人	10 %
大阪府大阪市	16 %	11 人	16 %
大阪府吹田市	10 %	1 人	10 %
大阪府東大阪市	10 %	1 人	10 %
兵庫県神戸市	12 %	1 人	12 %
和歌山県和歌山市	5 %	6,555 人	6 %
和歌山県橋本市	5 %	793 人	6 %
鳥取県鳥取市	0 %	1 人	0 %
上記以外の和歌山県内市町村	1.5 %	7,463 人	0 %
医師	16 %	29 人	16 %
平均支給率		3.3 %	3.1 %

(注) 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給される一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		817,548 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		98,929 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		50.9 %		
手当の種類（手当数）		45		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （平成30年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収	2,987 千円	月額20,000円以内 （支給対象業務の従事日数により支給）
税外収入徴収手当	税外収入の事務に従事する職員	出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う徴収	234 千円	日額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練等の指導	172 千円	日額850円
社会福祉業務手当	紀南児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は売春防止法に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	11,126 千円	月額12,800円以内 （支給対象業務の従事日数により支給）
防疫業務等手当	こころの医療センター又は保健所に勤務する職員	感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業等	180 千円	日額330円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱いに従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	194 千円	日額340円
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、薬務課、精神保健福祉センター又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査（患者に直接接する場合に限る。）、診察の立会い、入院措置のための移送	160 千円	日額600円
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等	31,515 千円	深夜における勤務時間 深夜全部 7,300円 4時間以上 3,550円 （4,050円） 2～4時間未満 3,100円 （3,600円） 2時間未満 2,150円 （2,550円） ※（ ）内は月8回を超える勤務に係る額
し尿処理施設等検査手当	環境生活部環境政策局循環型社会推進課、環境管理課、保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は水質汚濁防止法に基づく供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	7 千円	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	92 千円	日額500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等手当	振興局建設部に勤務する職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	16 千円	日額800円
	東日本大震災に対処するための作業に従事する職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 帰還困難区域 居住制限区域	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外での現場確認 日額 20,000円 免震重要棟外での巡回 日額 13,300円 免震重要棟内 日額 3,300円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円
	原子力災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した職員	原子力緊急事態宣言があった場合に特定原子力事業所の敷地内で行う作業 原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域を考慮して人事委員会が定める区域で行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円以内 上記以外 日額 20,000円以内 日額 10,000円以内 心身に著しく負担を与えると人事委員会が認める作業 日額 20,000円以内
	特定大規模災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した職員	災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等(引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上)	0 千円	日額1,600円以内 (800円+人事委員会が定める額を加算した額)
特別環境作業従事手当	振興局地域振興部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	539 千円	日額300円
	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	5,374 千円	日額500円
	自然博物館に勤務する職員	潜水器具を着用して、海底調査等の潜水作業を行う業務	12 千円	1時間400円
火薬類等災害調査手当	総務部危機管理局危機管理・消防課又は振興局地域振興部に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	2 千円	日額750円
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	1,190 千円	日額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	29 千円	日額300円
用地交渉手当	振興局建設部に勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	4,975 千円	日額1,000円
有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用して健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	571 千円	日額300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
動物保護手当	保健所に勤務する予防技術員	狂犬病予防法に基づく捕獲等	143 千円	日額600円
道路上作業手当	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	1,047 千円	日額500円
麻薬取締手当	麻薬及び向精神薬取締法第54条第2項に規定する麻薬取締員を命じられた職員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務	11 千円	日額700円
死体処理手当	特定大規模災害に対処するため、死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事した職員	特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるもの	0 千円	日額 1,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額 2,000円以内) 心身に著しく負担を与えると 人事委員会が認める作業 日額 2,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額 4,000円以内)
定時制課程等事務手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	166 千円	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	7,151 千円	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業		日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当業務	268 千円	日額300円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等に係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特別支援学級主任等の担当業務	51,835 千円	日額200円
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当(兼務)する業務	3,002 千円	時間2,780円 日額900円 (医療科教育兼務)
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等(2時間以上)	507 千円	日額1,100円
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	470,350 千円	①(ア)児童生徒の保護又は緊急の防災復旧業務 日額8,000円 (イ)児童生徒の負傷疾病に伴う救急業務及び緊急補導 日額7,500円 ②(ア)修学旅行、公式試合等で泊を伴うもの 日額5,100円 (イ)部活動で休日等に行うもの 日額3,600円
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等の業務	57,954 千円	日額 560円(国内) 日額1,100円(国外)
警ら用自動車乗務手当	地域部門の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の予防、捜査その他取締警戒等の業務	15,494 千円	日額 420円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等の業務	18,760 千円	(1)交通事故捜査・検問 日額 560円(昼間) 日額 840円(夜間) 日額 840円(昼間・高速上) 日額 1,260円(夜間・高速上) (2)交通取締用自動二輪 日額 560円(白バイ) (3)上記以外 日額 310円 日額 460円(高速上)
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	32,679 千円	日額340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	2,941 千円	日額280円(現場以外) 日額560円(現場)
死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	22,591 千円	(1)検視・検証 1体 1,600円 (2)検視・検証 (損傷著しい死体) 1体 3,200円 (3)検視・検証 (検視官・刑事調査官) 1体 3,200円 (4)解剖補助 1体 3,200円
	特定大規模災害に対処するため死体を取り扱う作業で人事委員会が定める業務に従事する警察職員	特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるもの	0 千円	日額 1,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額 2,000円以内) 心身に著しく負担を与えると 人事委員会が認める作業 日額 2,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額 4,000円以内)
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	8,498 千円	日額 320円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(22時から5時まで)において行われる業務	58,694 千円	(1)深夜の全部を含む勤務 1回 1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回 730円 (3)深夜の一部を含む勤務 (2時間未満) 1回 410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	53 千円	(1)爆発物、特殊危険物質等 処理 1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害 の危険がある区域での作業 日額 250円 (3)火薬類の製造施設の災害 調査 日額 750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断が、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	0 千円	1回470円
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間(午後9時から翌日の午前5時までの間)において行う業務	985 千円	1回1,240円
潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	66 千円	1時間400円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
航空手当	航空機に搭乗して行う 捜索、救難救助、救急 の業務等に従事した職 員	①搭乗して行う捜索、救 難救助又は救急の業務 ②搭乗して行う災害発 生状況等の調査又は消 防若しくは防災の業務 ③上記の訓練	2,075 千円	1時間1,900円 ただし、1月の総額は、1時間当 たりの額に80を乗じて得た額が限 度(捜索・救難救助のための降下 した日については1日につき870円 加算)
	警察航空隊の業務に 従事する警察職員	航空機の操縦及び航空 機に搭乗して行う整備、 捜索等の業務	1,940 千円	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための 降下 日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した 箇所又はその周辺に おいて行う災害警備、 遭難救助、鑑識活動等 の作業に従事する警 察職員	異常な自然現象又は大 規模な火事等の事故に より重大な災害が発生 した箇所又は周辺で行 う災害警備、遭難救助、 鑑識活動等の業務	484 千円	日額840円 (警戒区域等危険地域840円加 算)
	東日本大震災に対処 するための作業に従事 した警察職員	東京電力株式会社福島 第一原子力発電所の敷 地内において行う作業 帰還困難区域 居住制限区域	83 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外での現場確認 日額 20,000円 免震重要棟外での巡回 日額 13,300円 免震重要棟内 日額 3,300円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円
	原子力災害(東日本大 震災を除く)に対処す るための作業に従事した 警察職員	原子力緊急事態宣言が あった場合に特定原子 力事業所の敷地内で行 う作業 原子力災害対策本部長 の指示に基づき設定さ れた区域を考慮して人 事委員会が定める区域 で行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円以内 上記以外 日額 20,000円以内 日額 10,000円以内 (心身に著しく負担を与えると人事 委員会が認める作業 日額 20,000円以内)
	特定大規模災害(東 日本大震災を除く) に対処するための作 業に従事した警察職 員	災害発生箇所及び周辺 において行う災害警 備、遭難救助、鑑識活 動等の業務(引き続き 5日を下らない範囲内 において人事委員会が 定める期間以上)	0 千円	警戒区域等 日額 2,520円以内 (1,680円+人事委員会が定め る額を加算) 上記以外の区域内 日額 1,680円以内 (840円+人事委員会が定める 額を加算)
警護等手当	警備部門の業務に従 事する警察職員	天皇若しくは皇族の身 辺警衛又は内閣総理大 臣等の身辺警護の業務	401 千円	(1)天皇、皇后、皇太子、皇太子妃 文仁親王、悠仁親王の身辺警衛 日額 1,150円 (2)上記以外の皇族、内閣総理大 臣等の身辺警護 日額 640円
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従 事する警察職員	防弾装備を着装し、武 器を携帯して行う銃器 犯罪捜査等の業務	0 千円	(1)銃器使用犯罪現場での 犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用犯人逮捕 日額 1,100円 (3)銃器所持犯人逮捕 日額 1,100円 (4)(1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5)(2)の業務に付随する直近警戒 日額 820円 (6)銃器使用暴力団抗争の組事務 所等での警戒 日額 820円 (7)保護対策としての固定警戒等 日額 820円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	2,669,017 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	412 千円
支給実績（平成29年度決算）	2,500,237 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	384 千円

（注） 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき 10,000円 3 父母等 1人につき 6,500円 ※ 満16歳から満22歳までの子 1人につき 5,000円加算	異なる	行政職8級以上配偶者 3,500円 父母等 3,500円	1,641,004 千円	244,415 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（借家） 最高27,000円	同じ		880,225 千円	323,374 円
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給（採用から1年経過するごとに額を減じて支給） 医師・歯科医師 最高支給月額 414,800円 獣医師 最高支給月額 33,100円	異なる	・医師、歯科医師の支給期間が21年以上について、国と異なる支給額を適用 ・獣医師への支給	108,262 千円	2,405,820 円
通勤手当	通勤距離が片道 2 ^{km} 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000～31,600円 (2)四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 上限3,000円	異なる	2(2)四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 上限3,000円	1,696,076 千円	131,336 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員（異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。） 30,000円＋加算額(8,000～70,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100 ^{km} 以上の場合に加算)	異なる	150km～300km間の距離別手当額について、国と異なる額	93,098 千円	429,023 円
特地勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 1級地 4,000円/月 2級地 7,000円/月 3級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 2級地 8% 3級地 12%	814 千円	37,001 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% 準ずる学校 2%			41,394 千円	148,366 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,400円 機器等の監視、管理等のための当直 5,300円 福祉施設等の生活介助等のための当直 6,100円 医師当直 22,000円 年末年始期間は、100分の150を乗じて得た額	異なる	年末年始期間の支給額	356,682 千円	201,972 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 6,000～12,000円 6時間超 9,000～18,000円	同じ		4,421 千円	31,579 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		185,629 千円	80,255 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数(年末年始は、1時間当たりの給与額×1.5×時間数)	異なる	年末年始の支給割合	506,026 千円	193,287 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～126,400円)	異なる	支給額	1,091,398 千円	715,202 円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する教育職員に級号給に応じて2,000～8,000円を支給			520,817 千円	67,306 円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校長及び教員に給料の5%(管理職手当受給者は4%)を支給			36,341 千円	250,628 円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教員に給料の5%(定時制通信教育手当受給者は3%)を支給			40,672 千円	237,849 円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が現地において直接農林漁業者に技術及び普及指導を行ったときに支給 日額800円 (給料月額の8%の範囲内)			3,457 千円	72,017 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し支給 給料月額に相当する額	同じ		0 千円	0 円

(7) 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料	月	額	等
給 料	知 事	1,137,400	円	(1,210,000) 円
	副 知 事	893,000	円	(950,000) 円
	教 育 長	750,000	円		
報 酬	議 長	950,000	円		
	副 議 長	810,000	円		
	議 員	770,000	円		
期 末 手 当	知 事 副 知 事 教 育 長	(30年度支給割合) 3.35 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(30年度支給割合) 3.35 月分			
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	知 事	121万円×在職月数×0.568 =	32,989,440	(任期ごと)	
	副 知 事	95万円×在職月数×0.404 =	18,422,400	(任期ごと)	
	教 育 長	75万円×退職理由別・勤続年数別支給率 =	1,883,250	(退任時)	

- (注) 1 厳しい財政状況を踏まえ、平成31年度、知事及び副知事は給料及び期末手当を6%減額している。
 なお、給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、知事及び副知事については、1期(4年=48月)、教育長については、1期(3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 なお、平成30年4月1日から知事、副知事及び教育長の支給率を引き下げている。
- 3 上記の他、知事、副知事及び教育長については、地域手当(5%)及び通勤手当が支給される(公用車通勤の場合を除く)。

(8) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	847,567	137,486	170,439	20.1	26.1

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	20	81,028	16,040	45,508	142,576	7,129

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
45.1 歳	373,141 円	563,599 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	1	5.0	主事	1	6	30.0	係員級
				計	1			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 主事又は技師の職務	1	5.0	技師	1	4	20.0	係長級
				計	1			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	4	20.0	副主査	4	4	20.0	係長級
				計	4			
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	4	20.0	主査	4	4	20.0	係長級
				計	4			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	6	30.0	主任	6	6	30.0	課長補佐級
				計	6			
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。事項において同じ）の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	4	20.0	課長	1	4	20.0	課長級
				副課長	1			
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	0	0.0	工業用水道管理センター次長	1	0	0.0	次長級
				工業用水道管理センター所長	1			
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の 長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	次長級
				計	0			
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	部長級
				計	0			
合計		20						

- (注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

(エ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

和歌山県	
1人当たり平均支給額（平成30年度）	
1,719 千円	
（平成30年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.9) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成31年4月1日現在）

和歌山県			
退職手当の基本額	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2 % ~ 45 %)		
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分		
（退職時特別昇給	なし		
1人当たり平均支給額	—	千円	22,948 千円

（注）1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27～30年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）			3,374 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）			168,700 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
和歌山市	5 %	12 人	5 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	1.5 %	8 (1) 人	1.5 %

（注）（ ）内は、再任用職員の数である。

d 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		7 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		811 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		45.0 %		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （平成30年度決算）	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上10m以上の危険箇所にて行う工業用水道施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内の調査又は検査	7 千円	①日額 300円 ②日額 500円
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した工業用水道施設及びその周辺において行う巡回監視、応急作業のための災害状況の調査等	0 千円	日額800円 ただし、日没から日の出までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円を加算することができる。
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	0 千円	日額 1,000円 ただし、夜間に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、その勤務1日につき500円を加算することができる。

e 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	2,726 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	160 千円
支給実績（平成29年度決算）	2,440 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	144 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （平成30年度決算）
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき 10,000円 3 父母等 1人につき 6,500円 ※ 満16歳から満22歳までの子 1人につき 5,000円加算	同じ		3,450 千円	230,000 円
住居手当	住居を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（借家） 最高27,000円	同じ		608 千円	304,200 円
通勤手当	通勤距離が片道 2 ^{km} 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000～31,600円 (2)四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 上限3,000円	同じ		2,560 千円	121,913 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給（55,000～75,700円）	同じ		3,092 千円	773,000 円

イ 土地造成事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 974,997	千円 99,202	千円 24,857	% 2.6	% 9.1

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	人 3	千円 12,386	千円 2,800	千円 5,517	千円 20,703	千円 6,901

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
45.7 歳	382,312 円	580,252 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事又は技師の職務	0	0.0		計 0	1	0.0	係員級
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	0	0.0		計 0			
3 級	1 係長又は主査の職務	1	33.3	副主査	1	0	0.0	係長級
	2 副主査の職務			計 1				
4 級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	0	0.0		計 0			
5 級	1 本庁の課長補佐の職務	1	33.3	主任	1	1	33.3	課長補佐級
	2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務			計 1				
6 級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。事項において同じ）の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	1	33.3	主幹	1	1	33.3	課長級
	計 1							
7 級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	0	0.0		計 0	0	0.0	次長級
	計 0							
8 級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	0	0.0		計 0	0	0.0	部長級
	計 0							
9 級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	0	0.0		計 0	0	0.0	部長級
	計 0							
合計		3						

- (注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

(エ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

和歌山県	
1人当たり平均支給額（平成30年度）	
1,839 千円	
（平成30年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.9) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5～20%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成31年4月1日現在）

和歌山県			
退職 手当 の 基 本 額	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
基本額	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 % ~ 45 %)		
退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分	
（退職時特別昇給 なし）			
1人当たり平均支給額		— 千円	— 千円

（注）1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27～30年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		995 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		331,667 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
和歌山市	5 %	3 人	5 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	1.5 %	0 人	1.5 %

（注）（ ）内は、再任用職員の数である。

d 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	0.0 %			
手当の種類（手当数）	0			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （平成30年度決算）	左記職員に対する支給単価
—	—	—	— 千円	

e 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	349 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	175 千円
支給実績（平成29年度決算）	73 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	37 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成30年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成30年度決算）
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき 10,000円 3 父母等 1人につき 6,500円 ※ 満16歳から満22歳までの子 1人につき 5,000円加算	同じ		336 千円	168,000 円
通勤手当	通勤距離が片道 2* ₀ 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000～31,600円 (2)四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 上限3,000円	同じ		137 千円	45,667 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		660 千円	660,000 円